

広島市立城南中学校

令和5年度 危機管理マニュアル

- 1 基本方針
- 2 自然災害時の対応
- 3 校内事故の緊急基本方針
- 4 体育及び部活動の事故防止と対応
- 5 大規模地震の緊急対応（授業中を想定）
- 6 火災時の緊急対応
- 7 不審者侵入時の緊急対応
- 8 Jアラート発令時の緊急対応
- 9 登下校時の事故の緊急対応

城南中学校危機管理基本方針 簡易版

危機管理の必要

本校の危機管理は、学校教育活動は言うまでもなく、学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事件や事故への対応策である。本校の危機管理のねらいは、生徒の命と人権を守り、安全を確保することである。そのためには、平素から緊急事態を想定し、危機管理マニュアルを確認し合っ、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐ。万一の場合、被害を最小限にとどめるようにすることである。

危機管理の目的

○危機に対する感性を磨いて、危機の兆候を積極的に察知する。
○迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備する。また、研修や訓練をとって危機管理に関する知識や資質の向上を図る。
○危機発生時、教職員は、生徒等の生及び身体、安全確保を最優先し、迅速かつ的確な対応し、生徒等への影響をできる限少なくしていく。

自然災害・人災

○地震○火災○大雨、洪水、大雪警報○誘拐・失踪○授業中・部活動中・試合中の事故○学校行事の事故○校外学習中の事故(交通・不審者)○登下校中の事故○不審者○テロ○食中毒

未然防止

対応

評価

再発防止

生徒指導・他

○不登校○いじめ○自殺企図○病気○薬物乱用○感染症○けんか○服装等の乱れ○凶器携帯・窃盗万引き○喫煙○携帯電話から誘発される問題○差別○教師の不祥事○セキュリティ漏れ○著作権

学校の特異性

- ①「おとなしくて目立たない」生徒が重大な問題行動を起こす事件の発生。心の内面に様々な不安や悩みを抱いている生徒が多いことを考慮すること。
- ②小・中が隣接することから、本校だけでなく互いに連携した対応をとる必要がある。(不審者。感染症など)また、近隣の小学校との連絡も必要となる。
- ③城南中学校区の地域だけでなく、教育委員会(健康教育課・学事課等)との連携と協力も含めて考える必要がある。

【日常の行動】

- 生徒の健康状況の把握
- 生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- 健康・安全指導の徹底
- 各種備品の安全点検
- 講習・研修・訓練実施

【マニュアル作成】

- (1)最悪のケースを想定すること
- (2)必要な対応、手順を明示すること
- (3)関係機関等の連絡先を明示すること
- (4)関係機関等から助言を得ること

対応の全体像

事故発生

現場対応

報告

対策本部

情報収集・整理

対策検討

情報提示

対策実施

継続的対応

- 1 「本当にこれで大丈夫だろうか」という意を持って教育活動や事務に取り組む、疑問に思ったら躊躇せず校長等に報告する。
- 2 職場で困難な問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込むことはせず、校長又は各部各学年主任に相談し解決を図る。
- 3 常日頃から「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い情報ほど早く」を実践する。

重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために危機対策本部を設置する。

- ①対策本部には、本部長(校長)、副本部長(教頭)及び本部員(関係教職員、各部主任等)をおく。
- ②対策本部には、必要に応じて総括班、広報班等を設置する。
- ③現場があり、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。

緊急時の対応

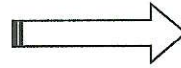
想定外は無い覚悟で

情報・対策の窓口一本化

自然災害時などの対応

●台風接近による警報発令

- ・登校時に
- ・台風接近で
- ・広島市安佐南区に
- ・「暴風」警報が発令されている場合



「自宅待機」

その後、警報が解除され危険がなくなり、登校可能と判断した場合には、学校から一斉メール配信等で知らせる。

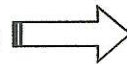
- ・午前10時までに警報が解除されない場合



「臨時休校」

●台風以外での警報発令

- ・広島市安佐南区に
- ・登校の時点で、気象警報が2つ発令されている場合
- ・午前10時までに警報が解除されない場合



「自宅待機」



「臨時休校」

●登校後、授業中及び下校時に警報が発令した場合

- ・管理職を中心に対応を協議する。
- ・警報の状況、地域の様子（通学路等）等の情報収集に努める。
- ・浸水害の危険性があり、避難行動の必要がある場合は、直ちに避難する。

避難場所

- 南校舎・グラウンドで授業中の生徒 → 南校舎2階以上の各教室へ
- 北校舎で授業中の生徒 → 北校舎2階以上の各教室へ

生徒を確実に保護者が引き取りに来られるまで、学校（避難場所）に待機させ、安全を確保することを原則とする。

引き取り開始時刻については、学校からメール配信等で連絡する。連絡手段も寸断され、保護者への連絡が取れない場合は、迎えに来られるまで学校に待機させる。ただし、保護者と連絡がついた場合においては、通学路の安全を確認した後、帰宅が可能と判断できる場合に限って、帰宅させることができる。その場合、教職員の各地域担当が、地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めている帰宅方法に基づき帰宅させる。

- ・学校長の判断で、授業等がカットされた場合、生徒に次の指導をする。

- 寄り道を一切せず、直ちに帰宅すること。
- 下校時、危険だと判断した場合、学校に帰ってくること。

校内事故の緊急基本対応(危険度が大の時)

生徒の生命第一
臨機応変に！

危険な場合は躊躇なく

救急車
出動要請

付き添った教員は逐
一状況の報告をする

まず、養護・職員室へ連絡

緊急事態発生

発見者又は通報を受けた教員

- ・発生事態や状況の把握
- ・近くの生徒の安全確保
- ・協力要請や緊急通報
- ・応急処置

付き添い

生徒に連絡依頼する場合もある

近くの職員・大人

- ・緊急事態発生の通報
- ・救援あるいは事故の記録

【避難の時】

- 授業中
移動・点呼＝授業教員
誘導・救援＝授業なし教員
- 休み時間等
移動・点呼＝担任
誘導・救援＝他の教員
- 行事
移動・誘導・点呼＝担任
救援＝他の教員
- 放課後・休日
部活動は顧問
他の生徒は在校教員で

養護教諭

- ・負傷者把握
- ・応急処置

場合によっては他の教員も

校長・教頭・運営委員・責任者

- ・事態の把握と判断
- ・対応・指示
- ・連絡報告

場合によっては担任も

教職員

- ・防御・救援
- ・避難・誘導・移動
- ・避難場所での安全確保

付き添いは状況で判断

付き添い

場合によっては直行

医療機関

警察又は

保護者

教育委員会・

学校医

PTA会長
等連絡

校長が発令

対策本部設置

- ・救助活動指令
- ・情報収集、整理
- ・外部対応
- ・避難解除・教育再開
- ・再発防止対策

※場合によっては、校長・担任・顧問・学年主任等が直行

【対策本部】基本的には校長室
本部長＝校長・副本部長＝教頭
対策本部員＝生徒指導部長・教務主任・保健主事・学年主任・その他校長が認めた者

体育及び部活動の事故防止と対応

事故発生の要因

環境の要因	生徒自身の要因	指導者の要因
①生徒の動きが激しく接触する状況によるもの ②器具の配置や不良によるもの ③自然環境によるもの	①体力や健康・精神状態が低下している中での活動 ②ルールや約束事が守られない状況の中での活動 ③上級生の過度の指示	①健康・精神状態を把握しないままでの活動 ②経験や技能の程度に適さない練習



事故防止に向けた基本的な考え方

生徒・保護者との信頼関係をつくる

生徒の健康観察と健康診断結果の把握	環境を見極めた無理のない活動計画	運動の特性を踏まえた器具の配置と点検	個の技能・体力に応じた適切な指導
■職員会や出張などで、やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼したり、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。			

緊急時のポイント（事故発生 1 時間以内）

■応急処置及び安全確保

- ①顧問は、負傷の程度を確認し、他の教師の救援を部員に指示したあと、移動が必要・可能なら移動させ、可能な応急処置を施す。危険度によっては、顧問の判断で救急車の要請をする。
- ②救援に来た他の教職員が救急車の出動を要請する。数人の教師が来た時は、教師一人が到着するまでに、周囲にいた部員から事故の状況について聞き取り、校長に報告する。救急車には、教職員が同乗する。
- ③現場に残った教職員は、生徒たちの不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

■危機管理体制(対策本部)の確立

- ①校内救急体制に基づき校長は、対策本部を設置を決定し、関係教職員(対策本部員・他)を対策本部(校長室)に招集して対応を指示する。
※記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応など事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
※情報の混乱を避けるため、対策本部が機能するまで、関係機関の連絡は関係機関との対応は、校長・教頭が当たり、窓口を一本化する。

■保護者への対応

- ①保護者に、生徒の様態や事故の状況、搬送先、学校の対応について対策本部で連絡・説明する。
- ②校長、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど、誠意ある対応を行う。教頭は、対策本部に残り情報の収集にあたる。
- ③対策本部は、教育委員会へ第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。

留意点

以下の状況によって対応が変化してきます。

- ・顧問不在時
- ・指導者が一人か複数
- ・平日か休日(休暇中)
- ・校内か校外か

また、自校で試合をする時は、他校の生徒の危機管理も必要になってきます。

また、顧問自身も危機に襲われて、適切な対応ができない場合もあります。

教師は常に生徒の命と向き合っています。責任は全教師にある覚悟を持ってください。

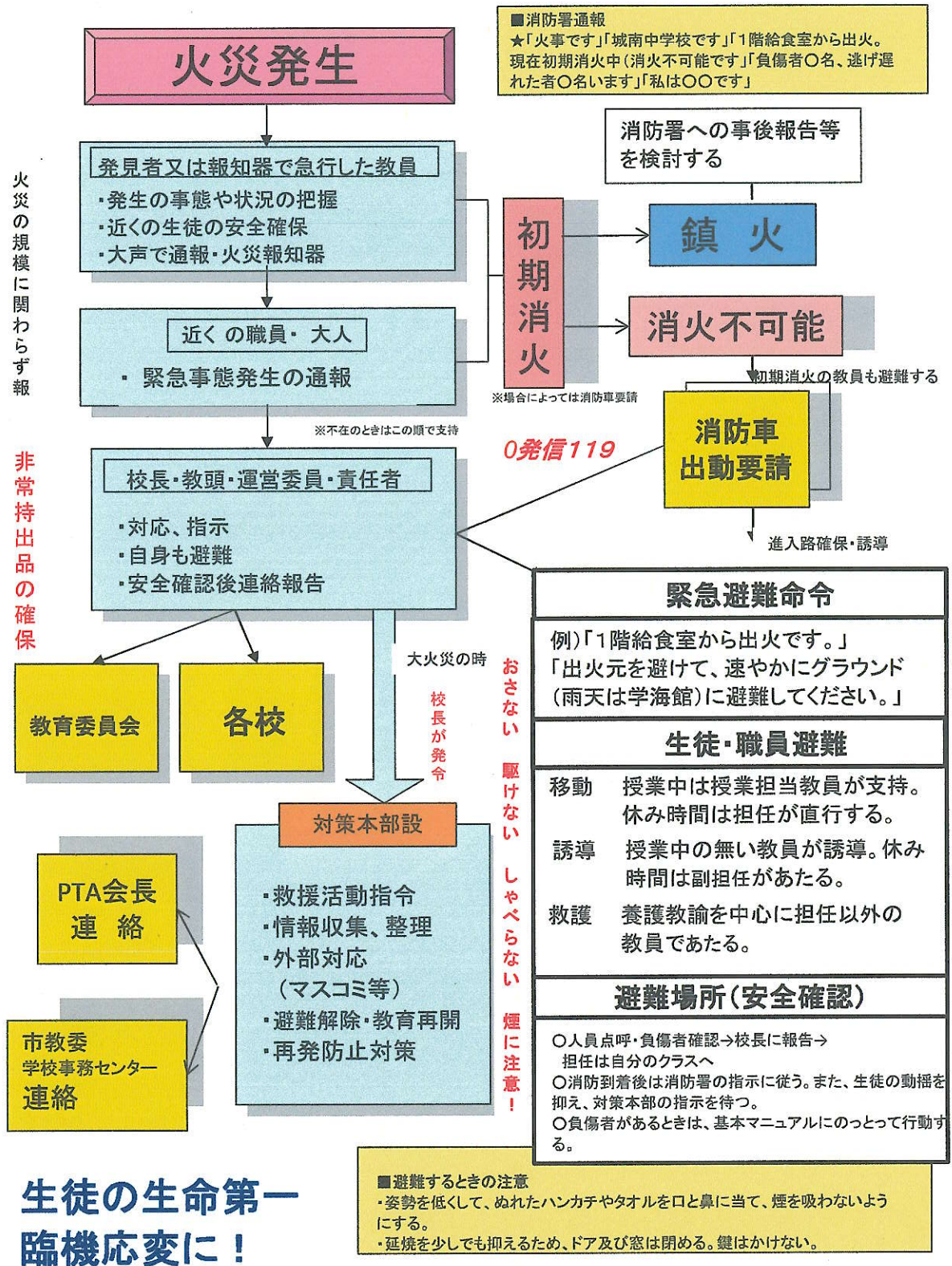
大規模地震の緊急対応(授業中を想定)

	授業担当教師	授業の無い教師	校長・教頭
発生	■授業担当教諭は、生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下に潜るように指示する。 ■安全確保及び身を隠す所がない場合は、落下物から身を守るよう本などで頭部を保護し、低い姿勢をとるように指示する。 ■火気を使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントも抜く。 ■出入り口を開放するなど避難口を確保する。	<pre> graph LR A[発生] --> B[安全確保] B --> C[避難] C --> D[人員確認] D --> E[安全確保] E --> F[安全対策] G[情報収集] --> H[避難指示] H --> I[情報収集・対策] J[救護・誘導] --> K[校内巡視] </pre>	
揺れの終息	■生徒の動揺を抑え負傷の有無や負傷の程度、避難時の安全(教室及び教室周辺の被害状況転倒・落下の危険性等)を確認する。 ■生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。 ■「落ち着きましょう。けがした者はいないか? 次の指示があるまで安全確保して待ってください。」	■分担して各教室等に急行し、授業担当教師から生徒等の状況を聞き取る。 ■避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。 ■負傷者がある場合、養護教諭と連携して応急措置にあたる。	■状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。 ■テレビやラジオ等で地域における被害状況を把握する。 ■学校の被害状況を踏まえ管理職の判断により対策本部を設置する。
避難	■指示に従い、生徒の避難を開始する。避難指示、押さない、走らない、しゃべらない等、落ち着いて行動するように指導する。 ■教職員は、出席簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、学年主任→管理職に報告する。 ■押さない・駆けない・しゃべらない	■避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。 ■校内放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いて中庭側から伝える等の確実な伝達方法により、各教室に避難指示を伝える。指示伝達の確認も必ず行う。 ■逃げ遅れた者等がいらないか確認する。	■揺れが収まり避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等で避難の指示を行う。 ■【避難時注意】 ■ドアは開放して避難する。 ■ガラスや落下物に注意し、頭部を守る。 ■いったん避難したら再び中には戻らない。
安全確保	■担任は、出来るだけ生徒のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。ただし、負傷者が多いときは、指示に従って、元気な生徒も仲間の応急手当に加わる。 ■管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、教諭等による救護班を組織し対応を指示する。 ■生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する(連絡不能の事態も考えられる)。 ■教育委員会の各課に学校の状況を報告し、必要があれば指示要請を行う。 ■施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立入禁止措置と事後の対応を行う。 ■県内、市内の被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。 ■通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。 ■生徒を下校させる場合は、地域の状況、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。場合によっては、校内に宿泊させることもある。		

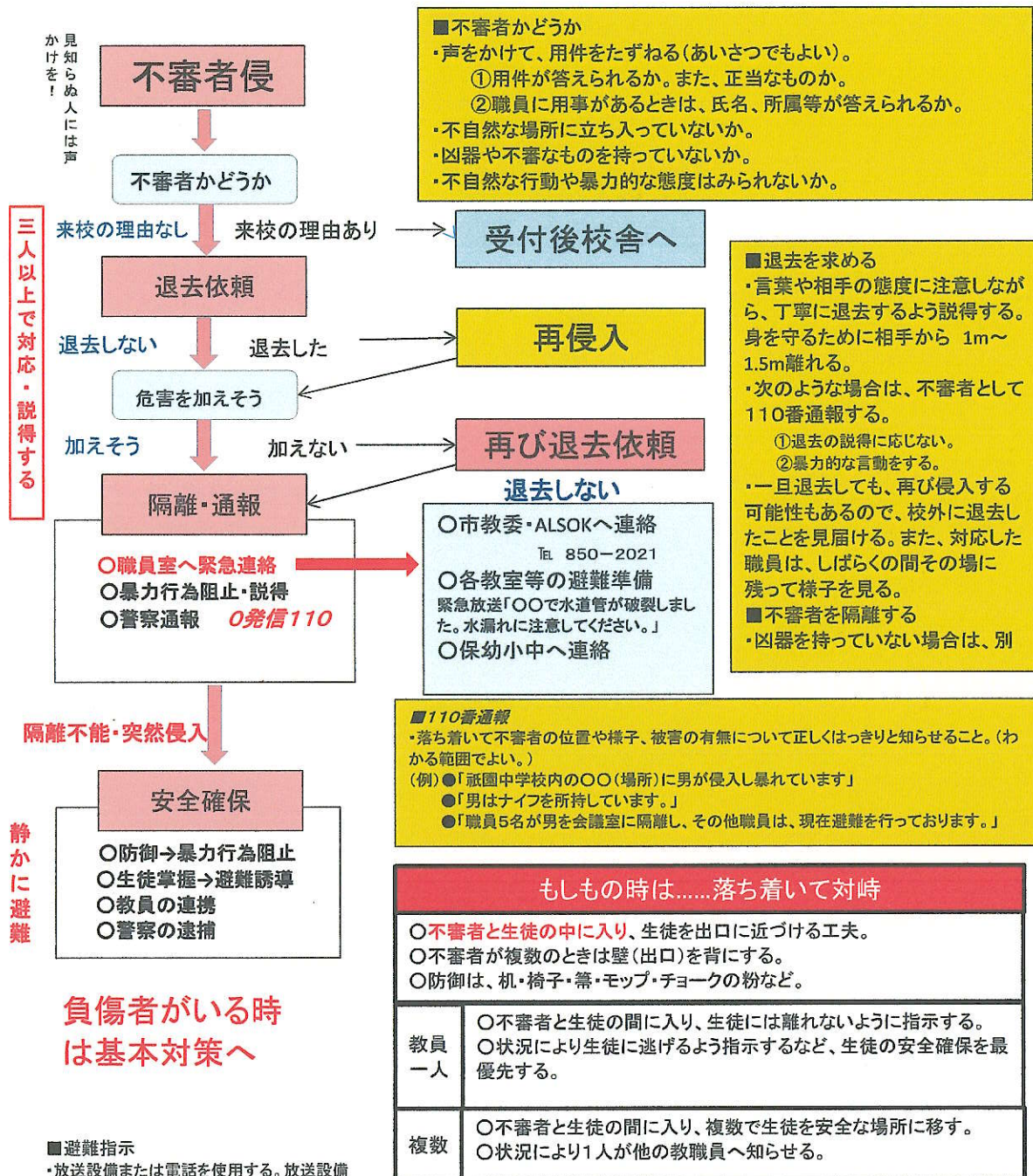
休憩時間中は放送で指示。担任・副担が急行する

- ★震度4までの地震であっても、生徒の動揺・余震の可能性が考えられる時は避難する。
- ★登校前に起こった時は、保護者の判断で登校を遅らせてもよい。
- ★広島市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、臨時休校とする。
 - 17時～24時までに発生＝翌日を一斉臨時休校
 - 0時から8時30分までに発生＝当日を一斉休校
 - 保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。(引き取り開始時刻は、学校で定める)

火災時の緊急対応



不審者侵入時の緊急対応



校舎外では、笛・ベル・大声！

Jアラート発令時の緊急対応

	校長・教頭	教職員・生徒
	Jアラートによる緊急情報受信 ～対象地域に広島県が指定されている場合～	
第1段階	【校舎内にいるとき】 ※ドアや窓を全部閉める。 ※できるだけドア・窓・壁から離れる。 〈教室〉 ※ドアや窓を全部閉める。 ※机を中央に集め、それぞれの机の下にもぐる。 【グラウンド等、校舎外にいるとき】 ※近くの建物(体育館、学海館など)の中に避難する。	
第2段階 (通過)	テレビ・ラジオ等により、最新情報を得る。 ミサイルの通過を確認 ※生徒・教職員の掌握 校内放送を入れる ※学校メールにて状況を保護者に知らせる。	※生徒をそれぞれの教室に移動させ、掌握・安全確認。 ※学年主任は職員室に集まり、学年の状況報告。
第2段階 (着弾)	ミサイルが着弾 【教室内にいるとき】 ※窓やドアを閉め、布テープ等で目張りをして室内を密閉する。 【校舎外にいるとき】 ※口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、気密性の高い屋内の部屋、または風上に避難する。 緊急対策本部設置 ※生徒・教職員の掌握 ※PTA会長へ引き取り実施連絡 ※生徒引き取りメールの配信	※体育館に避難誘導 (状況によっては教室待機) ※人員点呼 生徒数確認→報告→不明者・残留生徒救出 保護者への生徒引き渡し ※教育委員会への状況報告 ※引き渡しまでの生徒の保護

登下校時の事故の緊急対応

登下校中も学校教育活動の範囲として迅速に対応するため、日頃から

①交通安全教育の推進 ②川内・緑井・梅林学区及び学校周辺の点検をする

交通事故発生	学校周辺で、生徒が登下校中に事故が発生
救助の要請	・事故発生連絡を受けた教職員は、直ちに救急車の要請の有無を確認する。 ・警察についても、事故通報が行われているか確認を行う。
情報収集	・管理職は、複数の教職員に携帯電話等を持って現場情報収集に向かうよう指示。 ・学校においては、事故対応用に電話を1回線確保する。(教頭席の電話)
応急処置	【救急車が到着していない場合】 ・現場に到着した教職員は手分けをして応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保を行う。 ・負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を応急処置要請する。 【救急車が到着していた場合】 ・教職員は、救急車に同乗する。 ・救急車がすでに出了た後であれば、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。
状況把握	・被害に遭った生徒の名前、負傷状況、搬送先の医療機関を状況把握及び学校確認し、付き添い者及び連絡者を決めて学校に報告する。
学校報告	・現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
保護者へ連絡	・学校で待機している教職員は、現場の報告に基づいて、保護者へ連絡し、事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名を正確に伝える。
事後の措置と対応	・管理職は、事故の概要について、市教委・健康教育課に第一報を入れると共に、詳細が分かり次第、事故後の交通安全指導も含めて報告する。 ・管理職と担任は、速やかに被害にあった生徒を見舞い、事故の状況を説明する。 ・事故を目撃した生徒には、動揺を緩和するためのカウンセリング等、心のケアを行う。 ・全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さを説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。

学校外(登下校時)における不審者への対応

- ①緊急時(通報)には、学校周辺であれば教師が直行。また、教師で巡回指導を強化する。
- ②防犯ブザーの携帯を呼びかける。(機能点検、電池の確認を指導)

■生徒への事前指導

事前に

- ①下校時は、帰宅時間を守る。遅れる時は、帰宅時間を必ず家庭に知らせるようにする。

もしもの時は

- ①近づかない、離れる、逃げる。
- ②大声を出して助けを呼ぶ(近くの大人など)
- ③近くの家に逃げ込む「こども110番の家・コンビニ・商店」など。
- ④警察を呼ぶ「110番」。
- ⑤防犯ブザーをもっていれば鳴らす。
- ⑥不審に思ったときは、学校に連絡する。(877-3209)